

事業計画書の記載事項の変更

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年長野市条例第66号。以下「条例」という。）に基づき公表された事業計画書の記載事項について、事業計画変更届出書が提出されました。

令和6年6月28日

長野市長 荻原健司

事 項		内 容（該当する項のみに記載する）		
基本事項	(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市篠ノ井塩崎6594-1山ニビル3階 株式会社丑山工業 代表取締役 丑山利		
	(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市稲里町田牧字芝宮 568番1、568番6、569番4		
	(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設（破碎施設）		
	(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず類（廃瓦に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）、がれき類（廃瓦に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）		
	(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	2.64 t / 日（稼働時間8時間）		
	(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更前	変更後	
変更事項	(14) 対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	変更前	変更後	
		周辺地域の範囲 更北稲里田牧第一区藤牧地区自治会の範囲	周辺地域の範囲 (1) 更北稲里田牧第一区藤牧地区自治会の範囲 (2) 更北稲里広田区の範囲	